**「パートナーシップ構築宣言」のひな形**

別添

注．青字は、食品関連事業者の皆様に宣言を作成いただくに当たり、イメージがしやすいように、宣言の実例を参考に農林水産省にて一部追記した箇所です。

　当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. **サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携**

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

1. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、地域の活性化、良質な原材料の安定供給、生産農家との人材育成交流、共同物流・品質情報の業界標準化、サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化、公正で対等な成果配分、道路・天候予測情報の共有　等）
2. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援　等）
3. 専門人材マッチング
4. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達、食品の容器包装改良、プラスチック使用量の削減、賞味期限や納品期限の延長による食品ロス削減　等）
5. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施　等
6. **「振興基準」の遵守**

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

　※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

　※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

　※食品産業は中小企業がほとんどですが、パートナーシップ構築宣言は、業種・規模を問わずに宣言できます。本宣言は、あらゆる取引行為を行うあらゆる事業者に対して「発注者」側の立場として取引先との望ましい取引関係を築いて頂くことを意図しています。

**①価格決定方法**

　　不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

**②型管理などのコスト負担　※食品では、型を活用した取引は一般的ではないため本項目は除外可能**

　契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工用に使用される金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

**③手形などの支払条件**

　　下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

**④知的財産・ノウハウ**

　　知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

**⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ**

　　取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

**３．その他（任意記載）**

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で‟50/50（ﾌｨﾌﾃｨ・ﾌｨﾌﾃｨ）“とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

（例）「調達基本方針」に基づく公平・公正な取引を通じて、パートナーシップを構築。

（例）不当・不合理な依頼をせず、取引価格はデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉する。

（例）自由で透明性の高い取引により、WIN／WINの関係となるパートナーシップを構築。

（例）取引先と対等な立場で接し、優越的地位を乱用した取引条件等を強要しない。

（例）顧客満足の実現のため、革新的な経営に挑戦する取引先の尊重。

（例）取引関係の問題点や課題を把握し、経営層などに共有し、取引態様を改善。

（例）取引先向け専用ほっとラインの設置し、問題行為の未然防止や早期解決に取り組む。

（例）取引先と協力し荷役時間の削減や運転以外の付帯作業の削減、納品効率の改善に取り組む。

（例）アンケートや人権デューデリジェンスにより、問題点や課題を常に把握することに努める。

○年○月○日

企　業　名　　　　　　　役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

　・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

　・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。